

鹿児島地域道路啓開推進協議会 規約

(名 称)

第1条 鹿児島県道路啓開等協議会 規約第4条第6項において、別途定めることとしている事項を次のとおり定めることとし、「鹿児島地域道路啓開推進協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

(目 的)

第2条 協議会は、鹿児島地域振興局管内において、大規模地震や津波発生時における、初動対応を円滑かつ確実に実施できるよう、関係機関との認識の共有及び連携強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 通常時の道路啓開計画の策定等の協議、連絡調整、訓練等に関すること。
- (2) 災害時の官民の情報共有(連絡体制、資機材等の確保)に関すること。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置くものとし、会長は鹿児島地域振興局建設部長をもって充てる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、鹿児島地域振興局建設部に置く。

(会議)

第6条 協議会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて事務局は臨時会を招集することができる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(規約の改正)

第7条 この規約は、必要に応じて改正でき、委員の承認をもって適用される。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議の上、これを定める。

(付則)

この規約は、令和7年11月21日から施行する。

鹿児島地域道路啓開推進協議会

役職	所属	職
会長	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部	部長
委員	国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所	管理第二課長
委員	国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所	道路管理課長
委員	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部	建設総務課長
委員	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部	土木建築課長
委員	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部土木建築課日置市駐在	技術主幹
委員	西日本高速道路株式会社 九州支社 鹿児島高速道路事務所	統括課長
委員	鹿児島県道路公社道路部	維持課長
委員	鹿児島市	道路維持課長
委員	日置市	建設課長
委員	いちき串木野市	都市建設課長
委員	三島村	経済課長
委員	十島村	土木交通課長
委員	鹿児島県土木部道路維持課	技術補佐
委員	鹿児島県鹿児島地域振興局総務企画部	総務企画課長
委員	鹿児島県危機管理防災局災害対策課	課長補佐
委員	鹿児島中央警察署	交通課長
委員	鹿児島西警察署	交通課長
委員	鹿児島南警察署	交通課長
委員	日置警察署	交通課長
委員	いちき串木野警察署	交通課長
委員	高速道路交通警察隊	副隊長
委員	九州電力送配電（株）鹿児島配電事業所	所長
委員	N T T 西日本 鹿児島支店	災害対策担当課長
委員	鹿児島県建設業協会鹿児島支部	支部長
委員	鹿児島県建設業協会谷山支部	支部長
委員	鹿児島県建設業協会日置支部	支部長
委員	鹿児島県舗装協会（鹿児島，日置ブロック）	技術改善委員
委員	（公社）鹿児島県測量設計業協会	理事
委員	（一社）日本自動車連盟鹿児島支部	ロードサービス隊長
委員	（一社）ジャパンレッカー事業協力会	専務理事

【事務局】

所属
鹿児島県 鹿児島地域振興局建設部